

災害時住民支え合いマップの策定状況について

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

地域福祉課

問 1 「災害時住民支え合いマップ」について

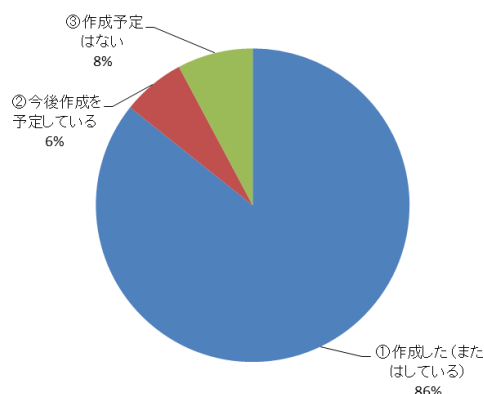
(1) 貴市町村における「災害時住民支え合いマップ」の作成状況についてお伺いします。

市町村の取組状況

	市町村数 (n=77)
①作成した (またはしている)	66
②今後作成を予定している	5
③作成予定はない	6

【昨年度調査 (回答市町村数)】

- ①作成した (またはしている) (64)
- ②今後作成を予定している (6)
- ③作成予定はない (7)



「①作成した (またはしている)」回答内訳

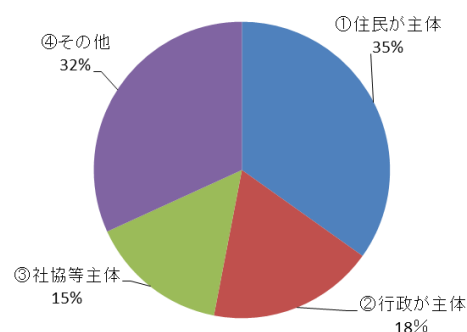
	市町村数 (n=66)
①管内全地域で作成した (またはしている)	34
②管内一部地域で作成した (またはしている)	32

- 災害時住民支え合いマップを「作成した(またはしている)」市町村は、66 市町村となっており、昨年度調査時点での 64 市町村から 2 市町村増加している。
- 「作成予定はない」と回答した市町村は 6 村となっており、理由として「避難行動要支援者名簿を作成し、消防・民生委員に毎月情報提供をしている」、「民生委員や地元区会を中心に、見守り・声かけ活動等を実施している」、「日常から支え合い活動が行われている」「人口が少なくエリア(地域)が集中しているため、行政を中心として、消防、社会福祉協議会、民生委員他団体と連携し助け合い活動が出来、また要援護者名簿については作成してあるためマップが無くても対応できる。」と、他の取り組みによって災害時の助け合い活動を推進しているとの回答があった。

(2) 「災害時住民支え合いマップ」の作成は誰が主体になって進めていますか。

マップ作成の主体について

	市町村数(n=66)
①住民が主体	23
②行政が主体	12
③社協等が主体	10
④その他	21



○回答では、「住民が主体」が23市町村と一番多い。

○「その他」へ回答した21市町村は、住民(地区役員・民生委員含む)と、行政や社協が協働でマップ作成に取り組んだといった回答が多かった。

(3) 貴市町村における、「災害時住民支え合いマップ」の作成地区についてお伺いします

「災害時住民支え合いマップ」作成対象地区

市町村において、隣近所の顔が分かり、人と人とが互いに支え合いながら暮らす地域の範囲、地理的・文化的にもある程度の人数の住民がまとまって暮らしている地域を想定

一般的には、区・町会・常会（呼称は地域によって様々）といった一定の行政区域

作成済地区数・未作成地区数(H29.3.31 現在)

市町村名	作成済地区数	未作成地区数	作成割合(%)	市町村名	作成済地区数	未作成地区数	作成割合(%)
長野市	把握困難※	把握困難※	-	松川町	3	0	100.0
松本市	100	389	20.5	高森町	26	0	100.0
上田市	231	9	96.3	阿南町	3	1	75.0
岡谷市	4	17	19.1	平谷村	-	-	-
飯田市	20	0	100.0	阿智村	14	42	25.0
諏訪市	40	52	43.5	根羽村	1	0	100.0
須坂市	69	0	100.0	下條村	0	34	0.0
小諸市	66	2	97.1	売木村	0	7	0.0
伊那市	131	47	73.6	天龍村	0	38	0.0
駒ヶ根市	125	0	100.0	泰阜村	-	-	-
中野市	7	69	9.3	喬木村	1	15	6.3
大町市	97	0	100.0	豊丘村	9	47	16.1
飯山市	64	43	59.9	大鹿村	27	0	100.0
茅野市	75	21	78.2	上松町	3	35	7.9

塩尻市	23	43	34.9	南木曾町	4	56	6.7
佐久市	239	1	99.6	木曾町	106	30	78.0
千曲市	72	0	100.0	木祖村	22	0	100.0
東御市	35	32	52.3	王滝村	10	0	100.0
安曇野市	83	0	100.0	大桑村	12	14	46.2
小海町	3	31	8.9	麻績村	5	19	20.9
佐久穂町	48	10	82.8	生坂村	59	0	100.0
川上村	-	-	-	山形村	6	0	100.0
南牧村	-	-	-	朝日村	34	0	100.0
南相木村	-	-	-	筑北村	98	0	100.0
北相木村	0	9	0.0	池田町	27	6	81.9
軽井沢町	30	0	100.0	松川村	17	0	100.0
御代田町	22	0	100.0	白馬村	17	13	56.7
立科町	45	0	100.0	小谷村	0	54	0.0
長和町	34	4	89.5	坂城町	9	18	33.4
青木村	-	-	-	小布施町	28	0	100.0
下諏訪町	10	0	100.0	高山村	25	1	96.2
富士見町	34	5	87.2	山ノ内町	5	8	38.5
原村	15	0	100.0	木島平村	3	22	12.0
辰野町	17	0	100.0	野沢温泉村	4	14	22.3
箕輪町	15	0	100.0	信濃町	0	97	0.0
飯島町	40	0	100.0	飯綱町	40	10	80.0
南箕輪村	10	2	83.4	小川村	0	18	0.0
中川村	27	0	100.0	栄村	31	0	100.0
宮田村	11	0	100.0	計	2,491	1,385	64.3

※各地域において自主的に作成している等、行政での把握が困難

マップ作成済の市町村数

今回調査（H29.3.31現在） 66市町村 2,491地区

前回調査（H28.3.31現在） 64市町村 2,439地区

（※申出により前回調査地区数訂正）

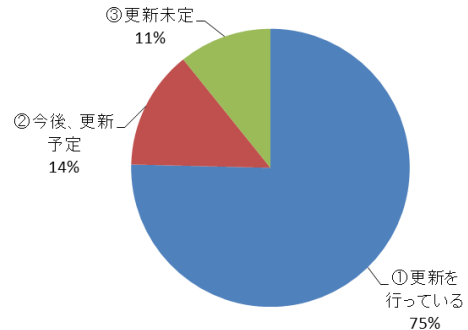
〔 問1(1)で「作成した(またはしている)」と回答した66市町村のうち、2村は作成中。 〕

(4) 貴市町村における、「災害時住民支え合いマップ」の更新状況についてお伺いします。

「災害時住民支え合いマップ」に記載される社会資源や支援が必要な人の状況は常に変化しています。定期的に更新を行うことで、実際の避難の際の混乱や被害等を最小限にする等の効果や、更新時に、住民に声がけすることで作成に同意する人が増え、災害時住民支え合いマップの充実が期待できます。

マップの更新状況

	市町村 (n=65)
①更新を行っている	49
②今後、更新予定である	9
③更新は未定である	7



(5) 「災害時住民支え合いマップ」と「個別計画」の関係について

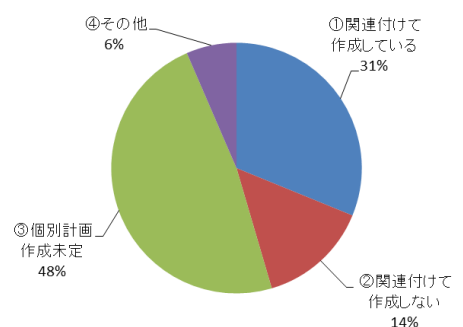
災害対策基本法の改正 (H25) によって、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられることとなりました。これを受けて国では、「避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針 (H25.8)」を作成しており、『災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から個別計画の策定を進めることが適切である。(避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針第4)』とされています。貴市町村における、「災害時住民支え合いマップ」と「個別計画」の関係を伺います。

避難行動要支援者名簿：避難行動要支援者に関する氏名、生年月日、性別等が記載されたもの。改正災害対策基本法により、市町村長にその作成が義務付けられている。

個別計画：災害時の避難支援等を実効性のあるものをするため、具体的に、どの避難支援等関係者がどの避難行動要支援者を対応するかを明らかにしたもの。

「災害時住民支え合いマップ」と「個別計画」の関係について

	市町村 (n=77)
①関連付けて作成している (予定含む)	24
②関連付けて作成しない (予定含む)	11
③個別計画の作成は未定	37
④その他	5



「①関連付けて作成している」主な回答

- ・マップの情報には民生児童委員が毎年「要援護者台帳」の更新をした情報をベースに本人同意の情報を用いており、その情報は防災担当部局において個別計画に反映させている。
- ・災害時住民支え合いマップをより具体的に実効性のあるものにしており、マップと個別計画を同じものとしてとらえている。
- ・各町の要支援者名簿には個別計画が網羅されており、マップも年1回更新をかけ関連づけている。
- ・町の地域防災計画のなかで災害時要援護者の状況把握について記載するとともに災害発生時の避難支援の際に支え合いマップを活用することを位置づけている。

(6) 災害時住民支え合いマップづくりや個別計画の作成など、避難行動要支援者の対策を進める上での課題や県への要望等がありましたら記入してください。

主な回答

- ・障がい者など情報提供に不同意な方の支援。地区に加入しない方（市民であるが区民ではない人）の支援。
- ・事業を説明できる人、実際にマップを作れる人がいない為、現実課題どのように進めていくのかは各区長単位の判断となってしまふ。職員の人材も不足している。
- ・避難行動要支援援護者等の氏名を公表することについて本人・家族の同意が必要となること。
- ・常に最新の情報への更新が必要であるが、行政のシステム（生年月日・住所・介護度等・施設の入退所・死亡者の把握 等）と連動していない為、全て手入力で事務量が膨大。各地区によってマップの成果物に温度差がある。
- ・作成済みの地域での更新ができていない地区がほとんどである。
- ・「災害時用援護者登録制度」の中で、要援護者を支える地域支援者の記載欄があるが、空欄の方も多く、地域支援者の結びつけが課題となっている。
- ・住民主体で作成している災害時支え合いマップ（台帳）と、市で作成する避難行動要支援者名簿との連携が今後の課題である。避難行動要支援者名簿の管理システム導入への補助を要望する。
- ・マップ作成時に要援護者台帳を活用し作成する場合があるが、個人情報・プライバシー保護の兼ね合いが難しい、という声が多く寄せられるため、こうした課題に対応したマニュアル等がほしい。
- ・行政と住民、関係機関等が協働で取り組んでいる事例の紹介。

問2 日常の支え合い活動について

(1) 「災害時住民支え合いマップ」の作成から、日常の支え合い活動に展開した事例がありましたら記入してください。

主な回答

- ・マップを活用した支え合いの取り組みを地域福祉コーディネーターが推進し住民主体で実施している。
- ・避難訓練時や、小中学生の登下校時の見守りの際に活用されている地域がある。
- ・更新したマップを、組に配布し近隣の情報を共有し常会等の話し合いの資料として、危険個所や避難経路や避難場所の確認し、毎年9月に実施している町防災訓練に活用している。
- ・いくつかの地区では、個人情報に配慮したうえで、高齢者等の日頃の見守り活動に役立てている。

(2) 貴市町村において、日常的に取り組んでいる住民支え合い活動について記入してください。

主な回答

- ・民生児童委員、地域、地区社協、各地区福祉活動推進団体を中心とした見守り活動。
- ・要援護者台帳登録者への日頃の声かけや見守りを実施し、災害時に避難勧告等の情報の伝達、避難場所への付き添いや介助、安否確認ができるよう備えている。
- ・年に数回地域住民と高齢者で昼食会やゲームなどのイベントを行い、顔の見える関係を築いている。
- ・日常的に気軽に声をかけ合い、困っていることや心配ごとなどをお互いにできることで支え合うキャンペーン活動を行っている。
- ・ゴミ出し、買物、除雪等の支援。
- ・地区によっては、地域でボランティアを募集して、支援の必要な人にアンケートを取り支え合い活動をしている。
- ・新聞販売事業所など、訪問事業所が業務中に高齢者等のなんらかの異変に気付いた場合は、その情報を速やかに市に連絡をいただくか、緊急性や重大性があると判断した時は、直接消防署・警察署へ通報していただき、事故を未然に防ぐために民間事業所14社と協定を締結している。
- ・日常の見守り活動や声かけによる孤立防止。

(3) 住民支え合い活動の推進に当たり、課題や県への要望等がありましたら記入してください。

主な回答

- ・各機関とのネットワークづくりが必要と思われるが、どのような形態で推進していくのが課題。
- ・個人保護の観点から氏名公表の同意を得ることが困難。
- ・マップを作ることが目的になっている。
- ・「災害時」が付くことで避難訓練時での活用しかされていないところもある。
- ・行政から住民に対し、支え合い活動への参加と協力を訴えても、住民にとっては「行政からの押し付け感」が強いように感じられる。
- ・高齢化が進む中、誰がどんなふうに進めるのか、又、継続をすることが困難で進んでいないのが現状である。行政や社協が関わらないと取り組みや継続が難しい。
- ・活動の必要性和重要性を全県的にPRしていただき、県民の理解が深まるような取り組みをお願いしたい。
- ・他市町村ではマップが、どのように活用されているのか知りたい。